

No. 6

令和元年度熊谷市 一 般 会 計 補正予算書

議案第10号

令和元年度熊谷市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度熊谷市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,149,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,117,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年2月27日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		29,958,342	400,000	30,358,342
	1 市民税	14,031,000	100,000	14,131,000
	2 固定資産税	12,390,242	300,000	12,690,242
10 地方特例交付金		315,728	70,008	385,736
	1 地方特例交付金	128,000	70,008	198,008
11 地方交付税		4,200,000	612,654	4,812,654
	1 地方交付税	4,200,000	612,654	4,812,654
15 国庫支出金		10,245,738	465,221	10,710,959
	1 国庫負担金	9,118,655	72,809	9,191,464
	2 国庫補助金	1,093,161	392,412	1,485,573
16 県支出金		4,814,766	105,344	4,920,110
	1 県負担金	3,062,446	90,714	3,153,160
	2 県補助金	1,200,917	14,588	1,215,505
	3 委託金	551,403	42	551,445
18 寄附金		6,731	15,232	21,963
	1 寄附金	6,731	15,232	21,963
19 繰入金		3,969,194	△3,125,672	843,522
	1 基金繰入金	3,969,194	△3,125,672	843,522
20 繰越金		1,251,573	3,362,428	4,614,001
	1 繰越金	1,251,573	3,362,428	4,614,001
22 市債		2,832,700	243,800	3,076,500
	1 市債	2,832,700	243,800	3,076,500
歳 入	合 計	66,968,166	2,149,015	69,117,181

歳 出		単位 千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,175,303	169,423	9,344,726
	1 総務管理費	7,625,466	161,858	7,787,324
	3 戸籍住民基本台帳費	335,019	7,565	342,584
3 民生費		27,909,875	314,506	28,224,381
	1 社会福祉費	12,782,265	213,376	12,995,641
	2 児童福祉費	10,807,364	40,000	10,847,364
	3 生活保護費	4,320,246	61,130	4,381,376
6 農林水産業費		1,226,649	53,814	1,280,463
	1 農業費	1,218,980	53,814	1,272,794
7 商工費		3,022,968	649	3,023,617
	1 商工費	3,022,968	649	3,023,617
8 土木費		6,991,234	911	6,992,145
	4 都市計画費	4,431,866	911	4,432,777
10 教育費		5,799,989	1,609,712	7,409,701
	2 小学校費	968,053	990,000	1,958,053
	3 中学校費	598,809	619,000	1,217,809
	5 社会教育費	1,544,710	712	1,545,422
歳 出 合 計		66,968,166	2,149,015	69,117,181

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設維持管理経費	11,200千円
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎大規模改造事業	520,000千円
		小学校トイレ整備事業	470,000千円
	3 中学校費	中学校校舎大規模改造事業	300,000千円
		中学校トイレ整備事業	319,000千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消防施設整備事業	48,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	38,100千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
学校施設整備事業	499,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	1,653,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
臨時財政対策	1,900,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	20年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	1,000,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	20年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

議案第11号

令和元年度熊谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊谷市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,867,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		1,766,149	65,545	1,831,694
	1 他会計繰入金	1,766,149	65,545	1,831,694
7 国庫支出金		0	1,204	1,204
	1 国庫補助金	0	1,204	1,204
歳	入 合 計	19,800,388	66,749	19,867,137

歳 出		単位 千円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 諸支出金		30,352	66,749	97,101
	1 償還金及び還付加算金	30,352	66,749	97,101
歳 出	合 計	19,800,388	66,749	19,867,137

